

令和4年度南渡田地区企業誘致等に向けた支援業務委託（仕様書）

（適用範囲）

- 1 本仕様書は、南渡田地区企業誘致等に向けた支援業務委託に関する内容について適用する。
- 2 本業務の遂行に当たっては、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び本仕様書並びに本市監督員の指示に従って行うものとする。

（対象範囲）

- 3 本業務の対象範囲は南渡田地区とする。

（目的）

- 4 本市では、臨海部ビジョンの実現に向けて、臨海部の活性化や持続的な発展を牽引する拠点形成を推進しており、南渡田地区は臨海部全体の大規模な土地利用転換を先導するエリアとして、高度かつ最先端の研究開発や価値の創出に向けた機能転換を図ることとし、臨海部全体の機能転換を牽引する新産業拠点の形成を目指している。

本業務は、南渡田地区への企業等の誘致活動を進めるため、南渡田地区拠点整備基本計画（案）（以下「基本計画」という）の幅広い周知や具体的な誘致に繋げるための広報戦略の立案、誘致対象となる企業等に関する情報収集・分析やアンケート調査等を行うとともに、基本計画に基づく拠点形成コンセプトや土地利用方針等に賛同する様々な主体の参加により、具体的に導入を図る機能やイノベーション推進の枠組み、各主体の役割などを検討する協議会を立ち上げ、その運営を支援することを目的とする。

（一般事項）

- 5 受託者は、監督員と常に密接な連絡をとり、その指示を受けなければならない。
- 6 受託者は、本業務の実施に際して、技術的責任を有する者及び総括する者を定め、その経歴書を提出しなければならない。
- 7 受託者は、調査等の実施状況について監督員が報告を求めたときは、速やかにこれに応じなければならない。
- 8 受託者は作業の実施に当たり、市から貸与した物品、資料等については、受託者の自己責任の下に管理及び返却を行い、その内容は他に漏らしてはならない。

（実施体制及び作業計画）

- 9 受託者は、作業計画（作業工程表、組織票、作業方法等）を作成し、監督員に提出するものとする。

（秘密の保持）

- 10 受託者は業務上知り得た情報等については、いかなる理由があっても川崎市の了解なしに第三者に漏らしてはならない。

(業務内容)

11 業務内容は次によるものとする。

(1) 企業誘致活動支援

- ア) 基本計画に基づき、新産業拠点に相応しい企業等を検討するため、企業等の研究開発状況や企業間連携・産学連携の可能性、企業誘致に精通する企業・関係者等の調査・分析、誘致手順の検討等を実施する。
- イ) 基本計画の幅広い周知や具体的な誘致に繋げるための広報戦略を立案する。なお、広報戦略に基づく取組は、拠点形成に対する興味・関心を図ることや拠点に必要な機能・立地条件などに関するアンケート調査の実施を含むものとする。
- ウ) イ) の広報戦略に基づき具体的な誘致活動に関する取組を実施する。
- エ) 基本計画の内容を基に企業誘致活動に利用するパンフレットを作成する。
(A3、二つ折り、4頁、1,000部)
- オ) 企業等に対し、エ) のパンフレットを送付するとともに、アンケート調査を実施(100社程度)し、その結果の取りまとめ及び分析を行う。

(2) 協議会設立・運営支援

- ア) (1)ア) の調査・分析や(1)エ)オ)の結果等を踏まえ、協議会参加者の構成、研究開発のテーマ、導入すべき機能、オープンイノベーション推進の枠組み等、協議会で議論する内容等を整理する。
- イ) 準備会の開催や意見交換など、協議会設立に向けた取組の支援を行う。
- ウ) 協議に必要な資料の作成や会議の運営等を支援する。

(成果品)

- 12 受託者は成果品一覧に基づき監督員の指示に従って編集し、提出しなければならない。
- 13 受託者は成果品の引渡し後であっても、不備等が発見された場合は、監督員の指示により迅速に修正等を行う。なお、これに係る経費は受託者の負担によるものとする。
- 14 成果品は委託機関の所有とし、委託機関の承諾なく他に公表若しくは貸与又は使用してはならない。

(委託期間)

15 委託期間は、契約締結日から令和5年3月24日までとする。

(その他)

16 受託者はこの仕様書に定めがない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じた事項については、必要に応じて双方協議して定めるものとする。

〈成果品一覧〉

- ① 報告書（A4版 カラー含む） 3部
- ② 電子媒体（DVD等） 1枚
- ③ その他、収集または作成した資料、データ 一式

※ DVD等には下記ラベルを貼ること。

2022年度	南渡田地区企業誘致等に向けた支援業務委託
委託機関名	川崎市臨海部国際戦略本部戦略拠点推進室
作業機関名	○ ○ ○ ○ ○